

北消監公表第1号

令和2年度北はりま消防組合定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行したみだしの監査結果は次のとおりであり、同条第9項の規定により公表する。

令和3年1月19日

北はりま消防組合

監査委員 高 瀬 英  
同 丸 岡 弘



令和2年度

定期監査結果報告書

北はりま消防組合監査委員

北消監報第2号  
令和3年1月19日

北はりま消防組合議会議長  
北はりま消防組合管理者様  
北はりま消防組合公平委員会

北はりま消防組合  
監査委員 高瀬 英夫  
同 丸岡 弘満

令和2年度北はりま消防組合定期監査結果報告書の提出  
について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行したみだしの定期監査について、同条第9項の規定により結果報告書を提出します。

## 1 監査の対象

消防本部 消防部 総務課、企画財政課、予防課  
警防部 警防課、救急課、情報管理課  
消防署 西脇消防署、西脇北出張所、多可出張所、  
多可北出張所、多可南出張所  
加西消防署、加西南出張所、加西北出張所  
加東消防署、東条出張所

2 監査の期間 令和2年11月2日から令和3年1月14日まで

3 監査の期日等 令和3年1月14日  
(関係職員の出席を求め、聴取等を実施した日)  
西脇消防署3階大会議室

## 4 主たる監査項目

- (1) 担当別業務及び人員配置状況
- (2) 歳入歳出予算の執行状況
- (3) 主要契約の執行状況
- (4) 補助金・交付金及び負担金の交付状況
- (5) 懸案事項又は問題事項

## 5 監査の要領

監査の実施に当たっては、全部署を対象とし、主たる監査項目に係る関係資料及び関係書類・台帳等（予算執行に係るものは令和2年10月末時点）の提出を求め、監査時点までの各事務事業等の説明を受け、質疑応答の方法で実施した。

## 6 監査の着眼点

監査資料として提出を求めた「懸案事項又は問題事項」について、その実情及び今後の対応等の説明を求め確認した。

## 7 監査の結果

あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、各部門とも所管の事務事業については、監査した限りにおいて適正な予算執行がされていると認められた。

本年度に取り組みられている事業のうちNet119システム構築業務委託について内容を確認したところ、音声による119番通報の利用が困難な聴覚・言語機能障害者等に対応した緊急通報手段と

して、スマートフォン等により音声によらない通報システムを今年度新たに整備したものである。業務内容は、対象者への説明会を含む導入業務と24時間 365日アフターケアのある保守業務となっており、現在登録者は41名であるとの説明があった。

また、屈折はしご付消防自動車オーバーホール業務委託について、契約内容等の説明を受け、適正に事務処理が行われていることを確認した。

各部署の「懸案事項又は問題事項」では様々な事項がある中で、西脇消防署多可出張所の整備について確認したところ、当初、令和3年4月運用開始を予定していたが、地元住民の理解がなかなか得られず事業に遅れを生じたが、地元住民への説明を重ね、理解を得られたため、今年度末に契約予定とし、令和3年10月末完成を目指し、事業執行をしていくとの説明を受けた。引き続き、各部署の懸案事項などについては、署員全員が問題意識を共有し、解決に向け鋭意取り組まれない。

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各部署とも対応に大変苦慮されており、それぞれ対応していただいているところであるが、今後も引き続き、地域住民の生命、財産を守ることをはじめ、事業実施においては、職員のスキルアップを図ることはもとより、健康面においても十分留意するとともに、効率的で適正な予算執行に努められ、より一層業務運営に尽力されたい。